

東大阪市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が生計困難と認定した介護保険の要介護被保険者等（以下「軽減対象者」という。）に対して、社会福祉法人又は社会福祉事業を直接経営する地方公共団体等（以下「社会福祉法人等」という。）が介護保険サービスの利用者負担額の軽減を行った場合、市長がその費用の一部を助成し、もって低所得利用者の生活の安定と介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。

(社会福祉法人の申出)

第2条 利用者負担軽減を実施しようとする社会福祉法人等について、市内に事業所及び施設の所在地を置く社会福祉法人等については、社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(軽減対象者)

第3条 軽減対象者は、次の各項に該当する者とする。ただし、生活保護受給者にあつては要介護認定等を受けている40歳以上65歳未満の者も対象とする。

2 市民税非課税世帯のうち、次の各号の全てに該当し、かつ市長が認めた者

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下の者
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下の者
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産がない者
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていない者
- (5) 介護保険料を滞納していない者

3 生活保護受給者

ただし、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項、附則第4条第1項の規定による支援給付を受けている者を含む。

(軽減対象サービス及び軽減内容)

第4条 軽減の対象とするサービス及び費用並びに軽減割合は、別表1のとおりとし、生活保護受給者にあつては別表2のとおりとする。ただし、平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日又は令和2年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であつて、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条第2項に該当する者については、別表1の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

(他の制度との調整)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの特別対策等に該当する場合は、当該特別対策等を優先し、軽減の対象としない。（ただし、生活保護受給者を除く。）

- (1) 特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する経過措置（介護保険法施行法第13条第4項）により実質的に負担軽減（利用者負担割合が5%以下）を受けて

いる場合。ただし、特別養護老人ホームにおけるユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

(2) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置を受けている場合。

- 2 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本制度による軽減制度適用後の利用者負担額に対して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を行う。
- 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る10%の利用者負担については、本事業の軽減の対象外とすることができる。
- 4 特定入所者介護（予防）サービス費との適用関係については、特定入所者介護（予防）サービス費の支給後の利用者負担額について、軽減制度事業の適用を行うものとする。

(利用者負担軽減の申請)

第6条 社会福祉法人等の利用者負担軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第2）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請者が前項における期限までに申請することができなかつたことにつきやむを得ないと認められる事情があり、かつ、当該軽減社会福祉法人等が軽減を承認する場合は、当該軽減対象サービスを利用した後速やかに前項の申請書を市長に提出しなければならない。

(決定、及び確認証の交付)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、社会福祉法人等利用者軽減対象決定通知書（様式第3）（以下「決定通知書」という。）により、当該申請に係る結果を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において軽減対象者として決定をしたときは、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（様式第4-1又は様式第4-2）（以下「確認証」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(確認証の有効期限)

第8条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する月の初日（第6条第2項による場合は市長が認めた日）から申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、申請のあった日（第6条第2項による場合は市長が認めた日）が4月1日から7月31日までのときは、当該年度の7月31日までとする。

- 2 引き続き減額を受けようとする者の適用期間は、8月1日から翌年度の7月31日までとする。

(確認証の提示)

第9条 軽減対象者は、軽減対象サービスの利用にあたり、あらかじめ軽減を行う社会福祉法人等に確認証を提示しなければならない。ただし、申請手続き中で提示することができない場合又は第6条第2項に該当する場合は、申請手続き中である旨又は速やかに申請する旨を社会福祉法人等に申し出るとともに、確認証が交付された後速やかに提示しなければならない。

(利用者負担金の支払い)

第 10 条 軽減対象者は、社会福祉法人等に、確認証に記載された軽減後の利用者負担額を支払うものとする。(ただし、生活保護受給者については利用者負担の全額を軽減するものとする。)

(確認証の返還)

第 11 条 軽減対象者は、介護保険の被保険者の資格を喪失したとき、軽減措置の要件に該当しなくなったとき、又は軽減確認証の有効期限に至ったときは、直ちに確認証を市長に返納しなければならない。

(不正利得の返還)

第 12 条 市長は、軽減対象者が偽りその他不正の行為によって利用者負担の軽減を受けたことが判明したときは、軽減を行った社会福祉法人等と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該社会福祉法人等に返還させるものとする。

(軽減実績の報告)

第 13 条 社会福祉法人等は、市長の求めに応じて、この要綱に基づき実施した軽減の実績を報告するものとする。

(社会福祉法人等に対する補助)

第 14 条 市長は、社会福祉法人等が軽減対象者に利用者負担の軽減を行った場合、当該社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額のうち、当該社会福祉法人等の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。)に対する 1 パーセントを超えた部分とし、当該社会福祉法人等の収支状況を踏まえて、その 1 / 2 の補助を行うものとする。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が 10 パーセントを超える部分について、全額を助成の対象とするものとする。また、この助成額の算定については、事業所及び施設を単位として行うこととする。

2 補助金の交付に当たっては、東大阪市補助金等交付規則(平成元年東大阪市規則第 13 号)及び東大阪市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱の定めるところに従い、これを行わなければならない。ただし、自らの財政状況を踏まえて自主的に事業が可能である旨を申し出た社会福祉法人等については、補助金の交付を受けることなく本事業を実施することができるものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱の実施にあたり必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 12 日から施行し、平成 13 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 9 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日までに介護保険サービスを利用した者及びその利用に係る社会福祉法人等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日までに介護保険サービスを利用した者及びその利用に係る社会福祉法人等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

2 平成25年7月31日までに介護保険サービスを利用した者及びその利用に係る社会福祉法人等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

2 申請日が平成26年7月1日から平成26年7月31日までの間であるときの確認証の有効期限は、改正後の第8条の規定にかかわらず、申請日から平成27年7月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

2 平成26年9月30日までに介護保険サービスを利用した者及びその利用に係る社会福祉法人等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 平成27年3月31日までに介護保険サービスを利用した者及びその利用に係る社会福祉法人等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日までに介護保険サービスを利用した者及びその利用に係る社会福祉法人等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 平成28年7月31日までに介護保険サービスを利用した者及びその利用に係る社会福祉法人等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (生活保護受給者以外)

軽減の対象となるサービス	軽減対象費用	軽減割合
<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	ア 10%の利用者負担額 イ 食費 ウ 居住費 (食費及び居住費については、特定入所者生活介護サービス費が支給されている場合に限る。)	1 / 4 *ただし、老齢福祉年金受給者は 1 / 2
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 	ア 10%の利用者負担額 イ 食費	
<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護 	ア 10%の利用者負担額 イ 食費 ウ 滞在費	
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス 	ア 10%の利用者負担額 イ 食費 ウ 宿泊費	
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	10%の利用者負担額	
第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)	10%の利用者負担額	
第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)	ア 10%の利用者負担額 イ 食費	

別表 2 (生活保護受給者)

軽減の対象となるサービス	軽減対象費用	軽減割合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉施設サービス ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	居住費	全額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所生活介護 	滞在費	